

尾張旭市選挙管理委員会（平成31年第1回）会議録

- 1 開催日時
平成31年1月8日（火）
開会 午前10時
閉会 午前11時27分
- 2 開催場所
尾張旭市役所 3階 講堂2
- 3 出席委員
委員長 日比野美次
委員 森賀則、加藤隆広、戸谷都江
- 4 欠席委員
0名
- 5 傍聴者数
0名
- 6 出席した事務局職員
書記長 大内裕之、次長 鈴木寛朋、係長 齋場智充、書記 三浦一輝、
書記 竹内耕平
- 7 議題
(知事選及び市長選関係)
第1号議案 選挙人名簿に登録されている者の登録の移替えの延期について
第2号議案 ポスター掲示場設置場所の決定について
第3号議案 投票所の指定について
第4号議案 期日前投票所の指定について
第5号議案 投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について
第6号議案 投票立会人の選任について
第7号議案 投票所における投票の順序について
第8号議案 選挙期間中における選挙人名簿の登録の抹消について
第9号議案 期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任
並びにその者が職務を行うべき日について
第10号議案 期日前投票所の投票立会人の選任について
(知事選関係)
第11号議案 投票所内における候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定める
ために行うくじの場所及び日時の決定について
第12号議案 開票の場所及び日時の決定について

- 第 1 3 号議案 開票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について
 第 1 4 号議案 開票立会人を定めるために行うくじの場所及び日時の決定について
 (市長選関係)
 第 1 5 号議案 投票所内における候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるために行うくじの場所及び日時の決定について
 第 1 6 号議案 選挙会の場所及び日時の決定について
 第 1 7 号議案 開票事務と選挙会事務の合同について
 第 1 8 号議案 選挙長及びその職務を代理すべき者の選任について
 第 1 9 号議案 選挙立会人を定めるために行うくじの場所及び日時について
 第 2 0 号議案 選挙公報に掲載文を掲載する順序を定めるために行うくじの場所及び日時の決定について
 第 2 1 号議案 ポスター掲示場の選挙運動用ポスターを掲示できる日の決定について

8 会議の要旨

書記長	<p>定刻になりましたので、ただいまから平成 3 1 年第 1 回選挙管理委員会を開催いたします。</p> <p>本日の議案は、平成 3 1 年 2 月 3 日執行の愛知県知事選挙及び市長選挙関係の議案でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、委員長お願いします。</p>
委員長	<p>改めましておはようございます。</p> <p>(委員長あいさつ)</p> <p>それではまず、次第の 2「会議録について」でございます。前回の会議録につきまして、前回の会議で議案とあわせて配布していますが、訂正等がありますか。</p>
	(なし)

<p>委員長</p>	<p>それでは前回の会議録を原案どおり承認し、会議終了後に署名したいと思います。</p> <p>それでは、次に次第の3「議題」に入らせていただきます。</p> <p>まずは、愛知県知事選挙と市長選挙の同じ内容の議案10件になります。第1号議案「選挙人名簿に登録されている者の登録の移替えの延期について」、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>第1号議案「選挙人名簿に登録されている者の登録の移替えの延期について」、ご説明いたします。</p> <p>この案につきましては、公職選挙法施行令第17条の規定により、市の選挙管理委員会は、名簿登録者が市の区域内の他の投票区の区域に住所を移したこと（すなわち市内転居）を知ったときは、登録の移替えをしなければならないとされておりますが、愛知県知事の任期満了による選挙の場合、任期が終わる日の前60日から選挙期日まではその登録の移替えを延期できると規定されています。また、市長の退職による選挙の場合、選挙を行うべき事由が生じた日、すなわち退職の申立の通知を受領した日である12月18日から選挙期日の2月3日まではその登録の移し替えを延期できるとされております。この登録の延期の期間は可能なかぎり短いことが望ましいため、発送までの準備が必要な期間を考慮し、この登録の移替えを平成31年1月9日から2月3日までの移動分について、延期しようとするものでございます。</p> <p>第1号議案の説明は以上でございます。</p>

委員長	では、第1号議案について、何かご質問等はありませんか。
	(なし)
委員長	ご質問等がないようですので、採決を取りたいと思います。第1号議案に賛成の方は挙手をお願いします。
委員	全員挙手（原案可決）
委員長	第1号議案は可決されました。 続きまして、第2号議案「ポスター掲示場設置場所の決定について」、事務局から説明をお願いします。
事務局	<p>では第2号議案「ポスター掲示場設置場所の決定について」、ご説明いたします。</p> <p>公職選挙法第144条の2第1項の規定により、市の選挙管理委員会は、都道府県知事の選挙においてはポスター掲示場を設けなければならないとされており、同条第3項の規定により、投票区ごとに、政令で定める基準に従い、公衆の見やすい場所に設置することになっております。</p> <p>また、公職選挙法第144条の2第8項の規定により、市町村の選挙管理委員会は、条例で定めるところによりポスター掲示場を設けることができるとされており、尾張旭市の議</p>

会の議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例第1条第1項で、ポスター掲示場を設けるとしていません。

設置数につきましては、公職選挙法施行令第111条の規定により、直近の一つ前の選挙人名簿登録、今回でいいますと9月の定時登録の選挙人名簿登録者数と投票区の面積によって、投票区ごとの設置数を定めることになっております。

本市の投票区は南本地ヶ原投票区が選挙人名簿登録者数5,000人以上10,000人未満、投票区の面積4㎢未満に該当するため、同条の基準により1投票区あたり8箇所、その他の20投票区は、選挙人名簿登録者数が1,000人以上5,000人未満、投票区の面積は4㎢未満に該当するため、同条の基準により1投票区あたり7箇所、20投票区で140箇所になります。合計148箇所のポスター掲示場の設置を行うことになり、一覧表のとおり定めようとするものでございます。

なお、前回の平成29年10月に実施されました衆議院議員総選挙からは、投票区4 白鳳 26番は、西部保育園西側フェンスに設置していましたが、改修工事のため印場ふれあい会館に変更しております。

投票区10 中部 66番、67番も、道路工事と市民会館の解体工事に伴い、設置可能で選挙人の目に触れやすい、市役所職員駐車場と体育館南側の道路沿いに変更しました。投票区12 北原山 78番、80番、81番、82番、83番につきましては、土地区画整理事業等で設置できなくなりましたので、先ほど同様に、選挙人の目に触れやすい、土地区画整理組合の管理地に変更しました。投票区18 三郷南 120番につきましては、井田第2テニスコート解体に伴い、井田緑地へ変更しました。変更箇所につきましては、計9箇所になります。

第2号議案の説明は以上でございます。

委員長	では、第2号議案について、何かご質問等はありませんか。
	(なし)
委員長	ご質問等ないようですので、第2号議案に賛成の方は挙手をお願いします。
委員	全員挙手（原案可決）
委員長	第2号議案は可決されました。 続きまして、第3号議案「投票所の指定について」、事務局から説明願います。
事務局	それでは第3号議案「投票所の指定について」、ご説明いたします。 この案につきましては、尾張旭市公職選挙管理規程により定められた21の投票区の投票所を下表のとおり指定しようとするものでございます。前回からの変更はございません。 第3号議案の説明は以上でございます。

委員長	では、第3号議案について、何かご質問等はありませんか。
	(なし)
委員長	ご質問等ないようですので、第3号議案に賛成の方は挙手をお願いします。
委員	全員挙手（原案可決）
委員長	第3号議案は可決されました。 続きまして、第4号議案「期日前投票所の指定について」、事務局から説明願います。
事務局	第4号議案「期日前投票所の指定について」、ご説明いたします。 この案につきましては、公職選挙法第48条の2第6項の読替規定による同法第39条の規定により、期日前投票所に尾張旭市役所を指定しようとするものでございます。 第4号議案の説明は以上でございます。
委員長	では、第4号議案について、何かご質問等はありませんか。

	(なし)
委員長	ご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。 第4号議案に賛成の方は挙手をお願いします。
委員	全員挙手（原案可決）
委員長	第4号議案は可決されました。 続きまして、第5号議案「投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について」事務局より説明願います。
事務局	第5号議案「投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について」ご説明いたします。 この案につきましては、公職選挙法第37条第2項及び同法施行令第24条第1項の規定により、各投票所で投票に関する事務を担当する投票管理者と、投票管理者が欠けた場合にその職務を代理すべき者を次ページの一覧のとおり選任しようとするものでございます。 投票管理者は市の職員で課長補佐相当職以上の者を、職務代理者も市の職員を充ててございます。 第5号議案の説明は、以上です。
委員長	では、第5号議案について、何かご質問等はございませんか。

	(なし)
委員長	ご質問等がないようですので、採決を取りたいと思います。 第5号議案に賛成の方は挙手をお願いします。
委員	全員挙手（原案可決）
委員長	第5号議案は可決されました。 続きまして、第6号議案「投票立会人の選任について」事務局より説明願います。
事務局	<p>第6号議案「投票立会人の選任について」ご説明いたします。</p> <p>公職選挙法第38条第1項の規定により、市の選挙管理委員会は選挙ごとに各投票区における選挙人名簿に登録されている者の中から、本人の承諾を得て2人以上5人以下の投票立会人を選任しなければならないとされておりますので、次ページの一覧のとおり投票立会人を選任しようとするものでございます。</p> <p>選任につきましては、各投票区に2人とし、原則、前半・後半の2交代制として午後1時30分に交代することとしていますので、全部で84名の方に投票の立会をお願いすることになります。</p> <p>第6号議案の説明は、以上です。</p>

委員長	では、第6号議案について、何かご質問等はございませんか。
委員	今回学生はいるか。 投票立会人が急遽欠席となった場合はどうするのか。
事務局	学生は2名います。 また、急遽欠席となった場合は、当日の選挙事務従事者の中から割り当てるようにします。
委員長	他にご質問等がないようですので、採決を取りたいと思います。 第6号議案に賛成の方は挙手をお願いします。
委員	全員挙手（原案可決）
委員長	第6号議案は可決されました。 続きまして、第7号議案「投票所における投票の順序について」、事務局から説明願います。
事務局	では、第7号議案「投票所における投票の順序について」ご説明いたします。 この案につきましては、公職選挙法第122条の規定により、平成31年2月3日執行の愛知県知事選挙及び市長選挙

	<p>において、投票所における投票の順序を、愛知県知事選挙、市長選挙の順に定めようとするものでございます。</p> <p>第7号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>では、第7号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
	<p>(なし)</p>
委員長	<p>ご質問等がないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第7号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手（原案可決）</p>
委員長	<p>第7号議案は可決されました。</p> <p>次に、第8号議案「選挙期間中における選挙人名簿の登録の抹消について」事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>第8号議案「選挙期間中における選挙人名簿の登録の抹消について」ご説明いたします。</p> <p>この案につきましては、公職選挙法第43条の規定により、期日前投票を行おうとする日に選挙権を有しないものは投票することができないものとされておりますので、同法第28条の規定に基づき、選挙期間中に、死亡者または国籍喪失者、転出後4か月を経過した者について、日々、経過する毎に抹</p>

	<p>消を行おうとするものでございます。</p> <p>具体的に申し上げますと、愛知県知事選挙にしましては、基準日が1月16日であり、選挙時登録の際に、9月15日までの転出者は抹消されます。また市長選挙にしましては、基準日が1月26日であり、選挙時登録の際に、1月25日までの転出者は抹消されます。市長選挙の選挙時登録の際に、選挙人名簿が作成されますので、両選挙の選挙人名簿は同じものとなります。</p> <p>選挙期間中は、9月16日から10月2日までに転出された方が転出してから4か月を経過することになり、理論上は毎日選挙管理委員会を開催して、抹消の議決をいただくこととなります。しかしながら、毎日選挙管理委員会を開催することは事実上困難であるため、あらかじめ「抹消事由に該当するに至った選挙人を選挙人名簿から抹消する」といった議決を行うことが認められております。本議案の議決をいただくことで、選挙期間中に死亡及び国籍喪失者や転出4か月を経過した方を日々名簿から抹消しながら期日前投票を行うこととなります。</p> <p>第8号議案の説明は以上です。</p>
委員長	<p>では、第8号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
委員	<p>期日前投票をした人が、その後選挙期日である2月3日までの間に選挙権を有しなくなった場合、その投票はどうなるのか。</p>

事務局	<p>選挙権の有無は、期日前投票を行う日で認定されるので、期日前投票をした後で選挙権を有しなくなったとしても有効な投票として取り扱われます。</p>
委員長	<p>他にご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第8号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手（原案可決）</p>
委員長	<p>第8号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、第9号議案「期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任並びにその者が職務を行うべき日について」、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>では第9号議案「期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任並びにその者が職務を行うべき日について」、ご説明いたします。</p> <p>この案につきましては、公職選挙法第48条の2第5項の読替規定による同法第37条の規定により、期日前投票所の投票管理者を、選挙権を有する者の中から、公職選挙法施行令第24条の規定により、その職務を代理すべき者を当該選挙の選挙権を有する者の中から、市の選挙管理委員会が選任することになっております。従いまして、期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者を別紙一覧のとおり選任しようとするものでございます。</p>

	<p>なお、1月18日から1月27日までは、愛知県知事選挙のみ、1月28日から2月2日までは、愛知県知事選挙及び市長選挙の投票管理者及びその職務代理者となります。</p> <p>投票管理者は市の職員で課長補佐相当職以上の者、職務代理者は選挙管理委員会の係長相当職以上の者を選任してございます。</p> <p>第9号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>では、第9号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
	<p>(なし)</p>
委員長	<p>ご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第9号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手（原案可決）</p>
委員長	<p>第9号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、第10号議案「期日前投票所の投票立会人の選任について」、事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>では第10号議案「期日前投票所の投票立会人の選任について」、ご説明いたします。</p>

	<p>この案につきましては、公職選挙法第48条の2第5項の読替規定による同法第38条第1項の規定により、市の選挙管理委員会は、期日前投票所において、選挙権を有する者の中から、本人の承諾を得て、2人の投票立会人を選任しなければならないとされております。このため、期日前投票所の投票立会人を次ページ以降の一覧のとおり選任しようとするものでございます。</p> <p>なお、1月18日から1月27日までは、愛知県知事選挙のみ、1月28日から2月2日までは、愛知県知事選挙及び市長選挙の期日前投票所の投票立会人となります。</p> <p>第10号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>では、第10号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
	<p>(なし)</p>
委員長	<p>ご質問等がないようですので、採決を取りたいと思います。第10号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手（原案可決）</p>
委員長	<p>第10号議案は可決されました。</p> <p>次からは、愛知県知事選挙に関する議案4件になります。</p> <p>第11号議案「投票所内における候補者の氏名等の掲示の</p>

	<p>掲載順序を定めるために行うくじの場所及び日時の決定について」、事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>第11号議案「投票所内における候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるために行うくじの場所及び日時の決定について」、ご説明いたします。</p> <p>この案につきましては、公職選挙法第175条第3項の規定により、投票所内の氏名掲示の掲載の順序は、市の選挙管理委員会がかくじで定める順序によるとされています。このため、愛知県知事選挙の投票所内における候補者の氏名等の掲示の掲載の順序を定めるくじの場所を尾張旭市役所、日時を告示日であります平成31年1月17日の午後7時00分と定めようとするものでございます。</p> <p>第11号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>では、第11号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
	<p>(なし)</p>
委員長	<p>ご質問等がないようですので、採決を取りたいと思います。第11号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手（原案可決）</p>

委員長	<p>第 1 1 号議案は可決されました。</p> <p>第 1 2 号議案「開票の場所及び日時の決定について」、事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>第 1 2 号議案「開票の場所及び日時の決定について」、ご説明いたします。</p> <p>この案につきましては、公職選挙法第 6 3 条及び第 6 4 条の規定により、開票の場所を市の選挙管理委員会が指定した場所に設けることとなっているため、愛知県知事選挙の開票場所を尾張旭市総合体育館 2 階競技場（アリーナ）、日時を平成 3 1 年 2 月 3 日、午後 9 時と定めようとするものでございます。</p> <p>第 1 2 号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>では、第 1 2 号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
	<p>(なし)</p>
委員長	<p>他にご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第 1 2 号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手（原案可決）</p>

委員長	<p>第 1 2 号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、第 1 3 号議案「開票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について」事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>第 1 3 号議案「開票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について」ご説明いたします。</p> <p>この案につきましては、公職選挙法第 6 1 条及び同法施行令第 6 7 条の規定により、市の選挙管理委員会は開票管理者及びその職務代理者を選任することになっております。今回の選挙につきましては、開票管理者には森賀則委員を、開票管理者の職務代理者には戸谷都江委員にお願いしようとするものでございます。</p> <p>第 1 3 号議案の説明は以上です。</p>
委員長	<p>では、第 1 3 号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
	<p>(なし)</p>
委員長	<p>ご質問等がないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第 1 3 号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手（原案可決）</p>

<p>委員長</p>	<p>第13号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、第14号議案「開票立会人を定めるために行うくじの場所及び日時の決定について」、事務局から説明願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>第14号議案「開票立会人を定めるために行うくじの場所及び日時の決定について」、ご説明いたします。</p> <p>この案につきましては、公職選挙法第62条の規定により、公職の候補者は、開票立会人となるべき者を1人定めて、選挙の期日前3日までに市の選挙管理委員会に届け出ることができることされており、その立会人が10人を超えるときは、市の選挙管理委員会がくじで定めた10人とするようになっております。このため、愛知県知事選挙の開票立会人を定めるために行うくじの場所を尾張旭市役所、日時を平成31年1月31日の午後5時15分に定めようとするものでございます。なお、開票立会人の届出は1月31日の午後5時までとなっております。</p> <p>第14号議案の説明は以上でございます。</p>
<p>委員長</p>	<p>では、第14号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
	<p>(なし)</p>
<p>委員長</p>	<p>ご質問等がないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第14号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>

委員	全員挙手（原案可決）
委員長	<p>第14号議案は可決されました。</p> <p>次からは、市長選挙に関する議案7件になります。</p> <p>第15号議案「投票所内における候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるために行うくじの場所及び日時の決定について」、事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>第15号議案「投票所内における候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるために行うくじの場所及び日時の決定について」、ご説明いたします。</p> <p>この案につきましては、公職選挙法第175条第3項の規定により、投票所内の氏名掲示の掲載の順序は、市の選挙管理委員会がかくじで定める順序によるとされています。このため、市長選挙の投票所内における候補者の氏名等の掲示の掲載の順序を定めるくじの場所を尾張旭市役所、日時を告示日であります平成31年1月27日の午後5時15分と定めようとするものでございます。</p> <p>第15号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>では、第15号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
	<p>(なし)</p>

委員長	<p>ご質問等がないようですので、採決を取りたいと思います。 第15号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手（原案可決）</p>
委員長	<p>第15号議案は可決されました。 それでは、第16号議案「選挙会の場所及び日時の決定について」、第17号議案「開票事務と選挙会事務の合同について」は関連がありますので、一括して事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>まず、第16号議案「選挙会の場所及び日時の決定について」、ご説明いたします。 公職選挙法第77条及び78条の規定により選挙会の場所は、当該選挙を管理する選挙管理委員会の指定した場所に設けることとなっておりますので、市長選挙の選挙会の場所を尾張旭市総合体育館2階競技場（アリーナ）、日時を平成31年2月3日午後9時からと定めようとするものでございます。 次に第17号議案「開票事務と選挙会事務の合同について」ご説明いたします。 公職選挙法第79条の規定により、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙において選挙会の区域と開票区の区域が同一である場合には、開票事務を選挙会場において選挙会の事務に併せて行うことができると規定されておりますので、市長選挙の開票事務を選挙会事務に併せて行おうとするもので</p>

	<p>ございます。</p> <p>第16号議案、第17号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>では、第16号議案、第17号議案について、何かご質問等 はございませんか。</p>
	<p>(なし)</p>
委員長	<p>ご質問等がないようですので、採決を取りたいと思います。 第16号議案、第17号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手（原案可決）</p>
委員長	<p>第16号議案、第17号議案は可決されました。 続きまして、第18号議案「選挙長及びその職務を代理す べき者の選任について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>では、第18号議案「選挙長及びその職務を代理すべき者 の選任について」ご説明いたします。</p> <p>この案につきましては、公職選挙法第75条第3項及び同 法施行令第80条第1項の規定により、市長選挙の選挙会に 関する事務を担当する選挙長及び職務代理者を選任しようと するものでございまして、選挙長には日比野美次委員長を、</p>

	<p>選挙長の職務代理者には加藤隆広委員にお願いしようとする ものでございます。</p> <p>第18号議案の説明は、以上でございます。</p>
委員長	<p>では、第18号議案について、何かご質問等はございませ んか。</p>
	<p>(なし)</p>
委員長	<p>ご質問等がないようですので、採決を取りたいと思います。 第18号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手（原案可決）</p>
委員長	<p>第18号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、第19号議案「選挙立会人を定めるために行 うくじの場所及び日時決定について」事務局から説明をお 願いします。</p>
事務局	<p>では、第19号議案「選挙立会人を定めるために行うくじ の場所及び日時決定について」ご説明いたします。</p> <p>この案につきましては、公職選挙法第76条の規定により 準用する第62条の規定により、公職の候補者は、選挙立会 人となるべき者を1人定めて、選挙の期日前3日までに市の</p>

	<p>選挙管理委員会に届け出ることができるとされており、その立会人が10人を超えるときは、市の選管がくじで定めた10人とするようになっております。このため、尾張旭市長選挙の選挙立会人を定めるために行うくじの場所を尾張旭市役所、日時を平成31年1月31日の午後5時20分に定めようとするものでございます。</p> <p>なお、選挙立会人の届出は1月31日の午後5時までとなっております。</p> <p>第19号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>では、第19号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
	<p>(なし)</p>
委員長	<p>ご質問等がないようですので、採決を取りたいと思います。第19号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手（原案可決）</p>
委員長	<p>第19号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、第20号議案「選挙公報に掲載文を掲載する順序を定めるために行うくじの場所及び日時の決定について」事務局から説明をお願いします。</p>

事務局	<p>では第20号議案「選挙公報に掲載文を掲載する順序を定めるために行うくじの場所及び日時の決定について」ご説明いたします。</p> <p>この案につきましては、尾張旭市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する規程第7条の規定により、選挙公報の掲載文を掲載する順序を定めるために行うくじの場所を尾張旭市役所、日時を告示日であります平成31年1月27日の午後5時15分からと定めようとするものでございます。</p> <p>第20号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>では、第20号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
	<p>(なし)</p>
委員長	<p>ご質問等がないようですので、採決を取りたいと思います。第20号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手（原案可決）</p>
委員長	<p>第20号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、第21号議案「ポスター掲示場に選挙運動用ポスターを掲示できる日の決定について」事務局より説明願</p>

	います。
事務局	<p>それでは第21号議案「ポスター掲示場に選挙運動用ポスターを掲示できる日の決定について」、ご説明いたします。</p> <p>公職選挙法第144条の2第5項の規定により、公職の候補者は、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が定め、予め告示する日から、ポスター掲示場にポスターを1枚掲示することができるかと規定されておりますので、ポスター掲示場に掲示できる日を立候補の受付日でございます平成31年1月27日とし、立候補届が受理された後、掲示することができるものと定めようとするものでございます。</p> <p>第21号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	では、第21号議案について、何かご質問等はございませんか。
	(なし)
委員長	ご質問等がないようですので、採決を取りたいと思います。第21号議案に賛成の方は挙手をお願いします。
委員	全員挙手（原案可決）
委員長	第21号議案は可決されました。

	<p>本日の議題はこれで以上ですが、事務局から何かありますか。</p>
事務局	<p>○ 平成31年新成人の集いにおける選挙啓発の実施について</p> <p>1 目的 投票率が低い年代である19歳、20歳が多く集まる新成人の集いにおいて、選挙の大切さを伝えるとともに、今後予定されている選挙の周知などを実施することにより、若い世代が選挙に関心を持ち、投票率の向上が図られることを目的とする。</p> <p>2 実施日時 平成31年1月13日（日） 午後1時から午後3時15分まで（予定）</p> <p>3 実施場所 尾張旭市立旭中学校体育館、東部市民センター、渋川福祉センター</p> <p>4 対象者 新成人の集い参加者 約900人</p> <p>5 内容 (1) フォトフレームを活用した啓発（各中学校区作製） 東部市民センターでは、あさびーも参加 (2) 啓発チラシ、新有権者向けパンフレットの配布 (3) 投票立会人の募集（公募投票立会人名簿登録申込書の配布）</p> <p>○ 次回日程確認 平成31年1月16日（水） 午前10時から 講堂2</p>
委員長	<p>それでは、これで選挙管理委員会を閉じさせていただきます。</p>